

砂利採取業者の業務を行う役員の変更について

産業振興課あてに以下1.～4.の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

なお、後日通知文書を簡易書留にて送付しますので、以下5.～6.も提出をお願いします。

【提出書類】

- | | |
|---|----|
| 1. 登録事項変更届書 | 1部 |
| 2. 誓約書(事業者名で提出) | 1部 |
| 3. 登記事項証明書(コピー不可) | 1部 |
| (注) 変更のあった役員の就任日、退任日が確認できるものが必要です。
閉鎖登記事項証明書が必要な場合があります。 | |
| 4. 新たに役員になった者の住民票(コピー不可) | 1部 |
-

5. 470円分の切手を貼付した返信用封筒

(注) A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

6. 10円切手13枚

(注) 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

7. 登記事項証明書、住民票は届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

【作成方法】

登録事項変更届書

(1) 「1 変更事項の内容」の「従前の内容」には、登録されている業務を行う役員全ての氏名を記載する。「変更後の内容」には、当該変更後の業務を行う役員全ての氏名を記載する。

(2) 「2 変更の年月日」には、「〇〇年〇〇月〇〇日 ×× ××の取締役就任」等のように記載する。

~~~~~  
記入方法等に不明な点がありましたら、電話等でお問い合わせください。

申請する前にFAXいただければ下見もいたします。

### 【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555